

刑事被疑者弁護援助制度の弁護費用支払基準（平成13年度）

法律扶助協会 支部名	弁護報酬支払基準	実費支払方法
東京	接見回数 1回 20,000円 2回 60,000円 3～4回 80,000円 5～6回 100,000円 7回以上 1回1万円加算 (上限 150,000円)	特段の事情がない限り 弁護報酬に含まれる
神奈川	100,000円	*
埼玉	100,000円	*
千葉	100,000円	*
茨城	100,000円	*
栃木	60,000円～100,000円 接見回数や否認の有無など事件の難易を総合的に審査して決定する	交通費は3万円を上限 として実費を支払う
群馬	100,000円	*
静岡	80,000円	*
山梨	70,000円	*
長野	100,000円	*
新潟	80,000円	*
大阪	各基準のポイントの合算により三つに区分 80,000円 100,000円 120,000円 ポイントは、依頼者の身柄拘束期間、接見回数、被害者との示談交渉、準抗告申立・勾留理由開示請求等申立、出張、無罪証拠収集活動、情状関係重要活動の各基準について詳細に定められている	一律10,000円 但し交通費が1万円を超えた場合は実費を支払う
京都	60,000円 + 接見回数×10,000円	*
兵庫	84,000円	一律10,000円
奈良	90,000円	*
滋賀	100,000円	*
和歌山	100,000円	*

愛知	80,000円	*
三重	80,000円	実費に応じて支払う
岐阜	80,000円	*
福井	60,000円	*
石川	70,000円	*
富山	80,000円	*
広島	95,000円	一律10,000円
山口	70,000円	一律30,000円
岡山	100,000円	*
鳥取	100,000円	*
島根	80,000円	*
福岡	70,000円	*
佐賀	100,000円	*
長崎	70,000円	*
大分	80,000円	*
熊本	80,000円	*
鹿児島	50,000円	一律10,000円
宮崎	80,000円	*
沖縄	100,000円	*
仙台	80,000円	*
福島	100,000円	実費に応じて支払う
山形	100,000円	*
岩手	60,000円	*
秋田	105,000円	*
青森	70,000円	一律10,000円
札幌	90,000円	一律10,000円
函館	100,000円	*
旭川	60,000円	*
釧路	80,000円	*
香川	85,000円	*
徳島	100,000円	*
高知	100,000円	*
愛媛	100,000円	*

(注1) 実費のうち通訳費は、上記とは別に支払われる。

(注2) 実費支払方法欄の「*」は、実費が弁護報酬に含まれるものを示す。

弁護費用支払基準が一律定額のところでも、特別な事情がある場合は、法律扶助協会支部の審査により、増額することが出来る。